

令和2年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
寝屋川市医師会	診察時に外傷等が虐待によるものと判断される場合、児童等が所属する学校等に情報提供を行う。	
寝屋川市歯科医師会	学校検診や歯科医院に受診した子どもの様子あるいは親の様子に不審な点があれば、口腔内の状態を含めて虐待防止に関する関係機関へ適宜つないでいる。	
大阪府助産師会寝屋川班	班の独自事業では「いのちの出前講座」が18年目となる。幼時期から思春期及び保護者、教育者までを対象。いのちの誕生が奇跡であり、あなたはかけがえのない存在であるということ。そして、自分の性を大切にすること。プライベートゾーンの自己管理、性の多様性にも触れて自尊心を高めることを目指している。 「孫育て講座」として子供を社会全体で守り育てるという思いで市民を対象に行っている。 「助産師お仕事体験」として市民を対象にいのちに触れ、寄り添う親子体験型教室を行っている。又、子育て支援拠点での子育て・健康教室の依頼を受けて妊娠期～出産後のテーマに合わせて実施。「独りじゃないよ。いつも側にいるよ。」「あなたの気持ちに寄り添います。」こんなメッセージを送り続けている。 寝屋川市との連携事業では、①新生児・すこやか助産師訪問②プレママ教室、パパママ体験教室③産後ケア事業（宿泊、デイサービス、産後健診）主に橋本助産院にて実施。 新型コロナの影響を受け、里帰り出産や家族立合出産の中止や制限、産前産後の親族の訪問制限、病産院の妊産婦指導や健康教室の中止など、厳しい状況。小規模、個別対応、担当助産師制を十分に活用し、ニーズを待つだけではなく迎えにいく姿勢で取り組んでいる。 特に4～7月に中止となったプレママ、パパママ教室についてはリラット主催の中、6本の動画教材を制作し、7月中旬から配信。市民の安心、健康な出産、子育てを応援している。 大阪府助産師会本部事業の協力では、 ①電話相談「妊娠・出産・子育て」（無料） 月～金 9:00～17:00 06-6775-8894 ②思春期e-mail相談（無料） 性のこと、性感染症のことなど ③大阪府委託事業 ・コロナ感染後の母子の寄り添い支援訪問 ・助産師による妊産婦向け 妊娠、出産、子育て電話相談	
寝屋川市民生委員児童委員協議会	日ごろから地域からの情報をキャッチし、子どもたちの見守りをしている。キャッチした情報は学校又はこどもを守る課へ繋げている。	
大阪府寝屋川警察署	本部と調整しながら非行防止教室を実施しているところであり、今後もコロナ禍の情勢に応じて実施していく予定である。	

令和2年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
大阪府中央子ども家庭センター	・虐待対応件数は増加しつづけているため、児童福祉司や児童心理司の増員など子ども家庭センターで体制強化を継続している。平成28年度の組織改編により、虐待通告だけでなく、すべての受理ケースのリスクアセスメントと迅速な対応を行うためにインテークチームを設置。今年度はさらにインテーク・初期対応チームに改編している。 ・子ども家庭センターでは、虐待通告受理後48時間以内の安全確認を行っており、寝屋川市の各機関とも、状況の調査や安全確認等に連携協力をしている。また休日、夜間についても令和2年より体制強化を図っており、24時間365日の虐待通告受理、安全確認等の対応を行っている。	
寝屋川市保健所	保健予防課精神保健福祉担当にて、こころの健康相談事業を実施している。 親に精神疾患があり、その影響で児童虐待状況にあるケースについては、必要に応じてこどもを守る課や大阪府中央子ども家庭センター等と連携を行い、支援をしている。	
枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署	・子どもの負傷事案に出動した救急隊員が家族等による暴力が原因(疑い含む)の場合は医師に伝えている。 ・救急要請宅で家族の中にいる子どもにネグレクトを見た場合は行政機関(こどもを守る課)へ連絡をしている。	
寝屋川市社会福祉協議会	区分:相談体制の整備・周知 実施時期:通年 取組内容:まちかど福祉相談所の実施 地域における見守り・発見・相談・つなぎのセーフティーネット体制づくりを行っている。また、制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは、対応が困難な問題に対し、新たなサービスや仕組みの開発を行うとともに相談の充実を図った。 実績:相談所数15か所 (令和2年4月1日～9月30日)※相談所開催日数 44日 ※相談件数 70件 今年度はコロナウイルス感染拡大防止のために地域福祉活動を自粛せざるを得ない状況が続き、相談所開催日数・相談件数とも例年を大幅に下回る実績となっている。	
大阪法務局	1 子どもの人権SOSミニレター 全国の小・中学校の児童・生徒に、料金受取人払の便箋兼封筒(「子どもの人権SOSミニレター」)を配布し、このミニレターを通じて、子どもの悩みごとを的確に把握し、学校等の関係機関と連携を図りながら、子どもの様々な人権問題の解決に当たっている。 2 子どもの人権110番 子どもの人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」(全国共通フリーダイヤル)を開設し、子どもからの相談に応じている。 3 子どもの人権SOS-eメール 法務省ホームページ上に、インターネットによる人権相談受付窓口「SOS-eメール」を開設し、インターネットでの相談も受け付けている。	
寝屋川地区人権擁護委員会	大阪法務局での常駐相談や市役所での特設相談などにより、児童虐待の相談があった場合には、人権侵害事案として相談者から事情聴取を行い、人権擁護機関である大阪法務局や寝屋川市などの行政機関に繋ぐなどにより、相談者の支援を図っている。 また、児童虐待の相談窓口などを記載したパンフレットを啓発事業時に配布し、児童虐待の防止に努めている。	

令和2年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
危機管理部人権・男女共同参画課	配偶者等からの暴力(DV)などの人権相談があった場合、相談者の世帯に子ども(児童など)の存在と虐待の有無を確認している。児童虐待があった場合には、庁内関係課や寝屋川警察署などの関係機関と連携・協力を図り、相談者の支援と児童虐待の対応を行っている。また、児童虐待がない場合においても、児童虐待に繋がる恐れがある場合の事案については、相談者の了承のもと、庁内関係課に情報を提供し、児童虐待の防止に努めている。 なお、男女共同参画推進センター(ふらっとねやがわ)において、市民の様々な悩みや相談について、下記の相談事業を実施している。 ①「女性の心の悩み相談」 面接相談・電話相談 ②「男性のための悩み相談」 電話相談 ③「女性のための法律相談」 面接相談	
危機管理部監察課	・いじめ事案へのアプローチを行う中で、関係児童・生徒に被虐の疑義がある場合は、こどもを守る課への確認や通告を行うなど、迅速に対応している。 ・児童の安全確保のため、児童に及ぼす影響など、リスクの高いと判断したケースについては、こどもを守る課と情報共有を行っている。	
福祉部保護課	子どもに対する支援について、カウンセラーの資格を有する子どもの健全育成相談員を2名配置している。 保護受給世帯の子どもの養育に関して不安を抱える親へのカウンセリングを中心に 保育所、小・中学校と連携し、生活状況の把握・情報提供、また、病院等の施設で行われるケースカンファレンスへの参加、ケースワーカーの家庭訪問に同行する等、自立支援に努めている。 令和2年12月末日現在、支援員2人で延べ231件、ケースを担当している。面接相談件数が294件、家庭訪問件数が38件となり、新型コロナウイルスの影響で昨年の同時期と比較して面接相談件数及び家庭訪問件数が減となり、電話面接相談数については79件で増となっている。 今後も、新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、支援ケースとの信頼関係を維持・強化するとともに様々な支援者と連携し、サポートを行うことで児童虐待の防止及び生活保護からの自立だけではなく生活面での自立に向けた支援を継続していく。	
福祉部障害福祉課	障害福祉サービスの利用に関する相談及び支援を行っている。要保護児童についても、こどもを守る課と連携しつつ、放課後デイサービスや通学支援など、障害福祉サービスによる適切な支援を図っている。 また、障害福祉課では虐待防止センターを設置しており、虐待ケースについては、養育状況等を関係機関と情報共有している。	
こども部こどもを守る課	要保護児童対策地域協議会の事務局として、関係機関に対して、児童のモニタリングの要点について書面等を通じて、情報提供を行っている。 平成30年度から取組んでいる子ども家庭総合支援拠点事業についても、細やかな情報を共有するため、子どもの施策に関する関係機関と実務者会議を開催し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、適切な支援につなぐことができるように連携を深めている。 最後に、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施」について、令和2年10月から調査を開始し、関係機関の協力を得ながら、児童の安全確認に努めております。来年度以降の調査も見込まれることから、引続き、関係機関と連携していきたいと考えている。	

令和2年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
こども部子育て支援課	妊娠期から子育て期までを支援する母子保健事業、発達に関する相談支援事業、地域の子育て支援を展開することもセンターや子育ての息抜き習慣を進める子育てリフレッシュ館など様々な子育て支援に取り組んでいる。どの事業においても、育児をする保護者が孤立することがないように親子の支援が大切であると考えている。（以下、児童虐待防止の観点で主な事業のみ記載） ・子育て世代包括支援センター（市内2か所）事業：妊娠届出時に必ず助産師・保健師の専門職による全数面接を実施。専門職が妊産婦や子どもの状況に応じて、妊娠期の過ごし方や出産後の心身の健康、母乳育児などの生活のアドバイスや利用可能な支援制度の紹介などを行う。妊娠届出の面談時アンケートを踏まえアセスメントを行い妊娠期からの支援方針を検討し、こどもを守る課など関係機関と連携し母子保健事業（訪問等）で支援を実施。 ・こんにちは赤ちゃん訪問：乳児期に全戸訪問（新生児訪問・未熟児訪問を受けた家庭は除く）し、保護者の当該家庭の様々な不安・悩みを聴き対応することで、乳児家庭の孤立化を防ぐ。訪問で会えない家庭は健診などの状況から全数把握する。 ・養育支援訪問事業：特に養育支援の必要性があると判断される家庭に対して、保育士などが訪問し具体的な育児に関する指導・助言を継続的に実施する専門的支援と、育児援助・家事援助が必要な家庭に対してヘルパーを派遣し行う支援の2種類がある。ヘルパーを希望する理由に、コロナにより実家からのサポートが得られないとの声が複数あり対応している。	
こども部保育課	こども部内で月1回開催されているこども支援連絡会で情報共有を図り、児童虐待の早期発見に努めている。 要支援の必要性が懸念される家庭については、保育所等と調整し入所につなげることで対応している。	
寝屋川市立保育所	・市立保育所は、妊娠期からの切れ目のない支援を担う施設として、また、子どもや保護者の安全で安心な生活を見守るセーフティーネットとしての役割を持つ施設として、子ども、保護者の継続的な見守りを行っている。日々の子ども、保護者の様子に気を配り、けががあれば状況を確認し、写真・記録を残すようにしている。家庭、保護者に変化があった場合も含め、関係機関と連絡を取り情報を共有し、対応を検討している。状況に応じてこどもを守る課や子育て支援課を通じて、病院や相談機関を紹介するなど子ども・保護者にとって必要な機関につなぎ虐待の防止に努めている。 ・要保護、要支援家庭の受け入れの際には関係機関との引継ぎを行い、情報の共有・それぞれの役割を確認し、日々の保育にあたる。職員全体で見守り、他機関との連携が取れる体制をとっている。 ・「赤ちゃん教室」や「所庭開放」「広場」など地域の子育て世代向けの取り組みでは、子育て情報の提供・相談を行っており、気になるケースを保健師につなぐなど虐待に至る前にキャッチし支援が行えるようにしている。	
寝屋川市民間保育所協議会	・要保護児童の園内での見守り及び職員間での情報共有。（登降園時の様子や着替えの際の体の観察など気付いたことを記録しておき、必要に応じて各機関に報告を行っている。） ・保護者支援（子育てや家庭の悩みなどの相談に応じたり、保護者の様子が気になる時には声掛けなどを行っている。） ・子どものけがの確認（登園時にけが等があった時には保護者に確認を行い、話せる園児にはけがをした時の状況等を確認している。）	
学校教育部学務課	・園長会 園長会等を開催し、市立幼稚園間で情報共有を図っている。 ・児童生徒在籍状況等報告 毎月末の小中学校の児童生徒の在籍状況を確認する際、居所不明児童・生徒の有無についても確認している。	

令和2年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
学校教育部教育指導課	(スクールソーシャルワーカー配置事業) スクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、各学校のケース会議で、福祉的な視点での助言を行い、関係諸機関との連携により、子どもたちを取り巻く諸問題の未然防止や早期解決を図る。 さらに、各学校のケース会議の核となる教員を育成するため、ケース会議コーディネーター会(今年度はオンライン実施)を年間7回実施し、各学校のケース会議を充実させている。解決が困難な事例については、寝屋川市子どもサポート会議において、大学教授・弁護士・精神科医等の有識者を交えて事例検討をしている。	
総合教育研修センター	教育相談事業 ○毎年4月小・中学校に電話相談窓口(さわやかライン)に関するカードを配布し、周知を図っている。 長期休業明けに学校を通じて、電話相談案内カードの活用方法を配布。 相談内容等に応じて、適宜、関係機関と連携し、対応している。 教育関係職員研修事業 ○スクールソーシャルワーカーによるアセスメントシートの記入及び分析方法等の虐待防止の観点を踏まえた研修を年次研修として、実施。虐待防止の観点から経年的な教職員の資質能力の育成に取り組んでいる。	
寝屋川市立小学校	関係諸機関と連携し、児童虐待の防止に向けた取り組みや情報交換を行っている。 学校では定期的にケース会議を開催。 スクールソーシャルワーカーによる全教職員対象の虐待防止研修を毎年中学校区ごとに開催。 例年は夏季休業期間中に、家庭訪問等による状況把握を重点的に行っている。 今年度は特に、コロナ禍における家庭環境の変化や見えにくい状況の把握に努めた。 ・虐待防止研修・・・市として全教職員対象の研修を実施。(DVD視聴) ・ケース会議の定着・・・情報をケース会議コーディネーターに集め、定期的に管理職を含めたコーディネーター会にてリスク検討、ケース会議を行い、組織対応・関係機関連携を行う。 ・11月の児童虐待防止推進月間時ののぼり掲出。	
寝屋川市立中学校	関係諸機関と連携し、児童虐待の防止に向けた取り組みや情報交換を行っている。 学校では定期的にケース会議を開催。 スクールソーシャルワーカーによる全教職員対象の虐待防止研修を毎年中学校区ごとに開催。 例年は夏季休業期間中に、家庭訪問等による状況把握を重点的に行っている。 今年度は特に、コロナ禍における家庭環境の変化や見えにくい状況の把握に努めた。 ・3S(スクール・サポート・スタッフ)会議を毎月1回定例実施し、兄弟姉妹関係の児童生徒を中心に、情報を共有している。 ・校内ケース会議を原則週1回実施している。必要に応じて関係諸機関を含めた拡大ケース会議も実施し、一時保護に至ったケースもあった。 ・今年度はDVDを活用した虐待防止研修(職員対象)を実施予定。 ・虐待防止月間である11月には学校だよりやのぼりによる啓発活動を行った。	

令和2年度 寝屋川市における児童虐待防止に係る取組

関係機関等	取組内容	備考
寝屋川市立幼稚園	・市立幼稚園では、保育の中で常に子どもたちの様子を把握し、担任外の教師とも連携しながら、少しの変化も見落としが無いよう努めている。 ・毎日の乾布摩擦や、毎月の身体測定にて身体の様子の把握に努めている。 ・送迎時、保護者との対話にて、保護者の様子についても把握するよう努めている。 ・遅刻や忘れ物、弁当の中身の変化や衣服の汚れなど、何か少し変化がある場合は、注意して見守りながら、保護者への聞き取り等も行い、特に連絡機関へと繋げなければならないような事案に関しては、報告するよう職員間にて意思の疎通を図り、専門機関へと繋げるようにしている。	
寝屋川私立幼稚園協議会	幼稚園では、地域の子育てステーションとして色々な保護者の方の相談に応じておりましたが、人との接触を避け「密」を防ぐため、電話での相談・日々の子どもたちの様子の変化を観察し必要に応じて、家庭とのコミュニケーションを図り、虐待を未然に防ぐべく取り組んでいる。	
社会教育部青少年課	①おとなのCAP 子どもが暴力(いじめ・虐待・痴漢・誘拐など)から自分を守るための予防教育プログラム(CAP)を学ぶ、おとなのワークショップを開催することで、児童虐待防止に資する事業を実施した。市内6コミセンで開催し、子どもの権利を理解し守るために、保護者としてどのようなことができるか等を学ぶ機会を提供した。 ②家庭教育サポートチーム派遣事業 家庭教育サポーターを24小学校に派遣し、学校と連携して、子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、家庭訪問や相談活動を行う。相談活動を通して、子ども・保護者・学校との良好な関係作りを果たし、家庭の健全化を図ることにより、青少年の健全育成を推進する。また、保護者の悩みの軽減により、児童虐待の予防にもつなげる。	